

産後ケア事業者様

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課長

産後ケア事業の家賃加算について

寒冷の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市の保健衛生行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市の産後ケア事業の家賃加算について、下記のとおりとしますので、通知します。

なお、当該加算にかかる令和8年度予算議案の議決が得られない場合は契約手続きを中止します。

また、すでに契約している家賃加算事業所も含む当該加算については、令和8年度以降、予算が措置されない場合又は事業見直しを行った場合は、契約内容の変更を行う場合があります。

1 目的

産後の母子の心身ケアを行う産後ケア事業、日帰り型の更なる利用促進と利便性向上のため、賃貸物件などを活用して日帰り型を実施している事業所に対し、委託料に家賃及び利用者の駐車場賃料相当額の加算を設定しています。

2 募集内容

[「千葉市産後ケア事業日帰り型実施加算（家賃加算）募集案内」のとおり](#)

3 すでに契約している家賃加算事業所の要件

すでに契約している家賃加算事業所の要件については、「千葉市産後ケア事業日帰り型実施加算（家賃加算）募集案内」のとおりとします。

なお、主たる変更点としては、令和8年4月1日より、千葉市産後ケア事業の日帰り型を1か月当たり6割以上の日数を実施する計画を立てている事業所に変更しますので、ご注意ください。

4 その他

本通知は通知日時点での内容であり、状況により見直しを行う可能性があります。

【担当】

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市保健福祉局健康福祉部 健康支援課 母子保健班

TEL 043-238-9925

FAX 043-238-9946

E-mail shien.boshi@city.chiba.lg.jp